

障害者政策委員会 第3回 第1小委員会 委員提出意見書式

論点④【16条②】初等中等教育における教育内容及び教育支援体制  
の整備①（就学相談・就学先決定等）

委員名 小中 栄一

1. 医学の発達により新生児から障害が発見され、医療面からの取り組み（聴覚障害児に対しては人工内耳手術等）が進み、医師が子どもと親の囲い込みをするような状況となり、障害が発見された時点で、親は医療モデルのみで子どもの進路を決めざるを得ない状況になっています。こうした状況を改めることが急務になっています。

障害者基本法の第16条2「国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない」とされていますが、その「十分な情報の提供」のためには、障害が発見された時から、社会モデルに基づいて、医療・教育・福祉が連携し、将来的な成人障害者の社会生活まで見通した情報提供・相談支援に力を尽くす体制をつくるのが根本的に必要なことと考えます。このためには、例えば、ゼロ歳からの個別支援体制—医療・教育・福祉の専門家が連携して家庭訪問・個別相談等の取り組みを行える支援体制の確立、都道府県ごとの聴覚障害新生児相談センターの設置などが考えられます。

新生児聴覚障害児について言えば、保護者への情報提供や相談体制をつくる時の中味は障害者権利条約において

- ・一般原則（h）「障害のある子どもの発達しつつある能力の尊重及び障害のある子どもがその同一性（アイデンティティ）を保持する権利の尊重」
  - ・第24条「教育」3のb手話の習得及びろう社会の言語的な同一性（アイデンティティ）の促進を用意にすること
- を踏まえるべきです。

「手話」についての正確な知識をもっていただき、口話へのコンプレックスや手話への偏見を取り除くこと、手話を保護者とともに学ぶこと、聴覚障害がある子ども達の集団（ろう学校）を保障しその集団での活動において手話が育まれる環境やシステムをつくるのが重要です。

なお、重ねて強調したいと思いますが、障害のある子ども達が地域の学校に就学をするインクルーシブ教育の理念と、同じ障害者が集団として活動する場において同一性（アイデンティティ）を保持する権利の尊重の両方が必要です

。障害者として生きる誇りを持つためには、同じ障害者の世界と障害のない人たちと同等に生きる世界の二つが必要なのです。

2. 市町村で設置される教育委員会にて参考意見を述べる就学相談（支援）委員会にろう児・難聴児教育の専門家がないことがしばしばあるということが課題です。難聴通級指導教室や難聴学級の担当が専門家として入ることはありますが、必ずしも、ろう・難聴について詳しいわけではなく、またろう学校の実情や将来的なろう者、難聴者の社会生活まで見通した助言をすることも難しいです。しかし、ろう学校からすべての市町村の就学支援委員会に参加することは物理的に難しい状態なので

○市町村単位で就学支援委員会をつくるのではなく、小さな町村などでは市町村を越えた就学支援委員会をつくること。または都道府県レベルで就学支援委員会への福祉サイドからの参加を制度化すること。これはろう難聴だけではなく他の障害についても有効と思います。

○すべての市町村でろう難聴児の就学についてのケースがあるわけではないので、そのようなケースがあるときだけ、ろう学校からコーディネーターなどが参加する制度を作る

などの方法が考えられます。このような方法について、国が主導でガイドラインを作り、モデル事業を行って頂きたいと考えます。

3. 就学相談は就学時のみで終わることがないようにすることが重要です。小学校に就学してみたが、勉強についていけない、コミュニケーションが周囲ととれないなどから、苦しい状況におかれる子ども達が多くいます。

そのような場合に、通級指導教室、難聴学級、ろう学校など、その子に合った場が柔軟に選択できるよう、就学支援委員会の役割は、就学後こそ大事にしてほしいと考えます。特に、副籍制度などの活用について周知し、子どもや保護者に寄り添った支援ができる制度を整備することが重要です。